

申請書の概要

本年3月31日に、日亜鋼業株式会社、NS 北海製線株式会社、株式会社ガルバート・ジャパン及び株式会社ワイヤーテクノ（以下「申請者」という。（注1））から提出された中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下「中国」という。）産及び大韓民国（以下「韓国」という）産溶融亜鉛めっき鉄線に対する不当廉売関税の課税を求める申請書の概要は以下のとおり。

（注1）溶融亜鉛めっき鉄線の本邦における総生産高に占める申請者の生産高の割合は 50 パーセント超である。

1. 不当廉売された貨物の輸入の事実

中国及び韓国から本邦への輸出価格と正常価格（注2）を比較すると、輸出価格が正常価格よりも低く、その不当廉売差額率（注3）は、中国産が25%～35%の間、韓国産が20%～30%の間となる。

（注2）関税定率法第8条第1項

（注3）不当廉売差額率（%）＝（（正常価格－輸出価格）／輸出価格）×100

2. 本邦の産業に与える実質的な損害の事実

- （1）中国及び韓国からの溶融亜鉛めっき鉄線の輸入量は、2016 年度から 2019 年度の間、中国産が 21,008 トンから 36,636 トンに、韓国産が 8,889 トンから 11,235 トンに増加した。
- （2）中国産及び韓国産溶融亜鉛めっき鉄線の国内販売価格は、国産品の国内販売価格を常に下回っており、その結果、国内の需要者が国産品から輸入品に切り替えたことで、国産品の販売量が著しく減少し、また、本邦の産業は原材料価格の上昇に見合った価格設定を妨げられた。
- （3）上記（1）及び（2）により、本邦の産業は、営業利益が減少するなど、実質的な損害が生じた。

3. 以上のことから、中国産及び韓国産溶融亜鉛めっき鉄線に対して不当廉売関税の課税を求める。